

障害者計画・第8期障害福祉計画・ 第4期障害児福祉計画の策定について

1. 計画策定の背景と趣旨

障害のある人を取り巻く状況は、近年大きく変化しています。高齢化や障害の重度化に伴い障害福祉サービスのニーズはますます複雑・多様化しており、障害のある子どもや医療的ケアが必要な方、強度行動障害を有する方など個別性の高い支援ニーズへの対応も求められています。全ての障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、包括的な地域支援体制の構築が急務となっています。

こうした状況の中、国においては障害福祉に係る法制度の整備が着実に進められています。令和3年5月には「障害者差別解消法」が改正され、これまで行政機関のみに課されていた合理的配慮の提供義務が民間事業者にも拡大され、令和6年4月から施行されました。また令和5年には、障害者が希望する地域生活の実現に向けて「障害者総合支援法」が改正され、就労選択支援の創設やグループホームからの退居・一人暮らしへの移行支援の制度化が図られました。さらに令和7年には「手話言語施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が成立するなど、意思疎通支援に関する施策も大きく前進しています。

また、障害福祉を取り巻く社会的課題も多岐にわたっています。入所施設・精神科病院からの地域移行・地域定着の促進、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、重層的支援体制整備事業を通じた地域共生社会の実現といった課題は、本市においても引き続き取り組むべき重要なテーマです。加えて、障害のある人の「親亡き後」をはじめとする家族が抱える複合的な困難への支援や、災害時の障害者支援体制の確保、障害福祉人材の確保・育成、意思決定支援・虐待防止といった権利擁護の推進なども対応が求められる課題となっています。

本市では、令和5年度に策定した「福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」において、「安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現」を基本理念に掲げ、障害のある人が住み慣れたまちで基本的な人権を尊重され、その人らしく自立した生活を送ることができるまちづくりを推進してきました。

「福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の計画期間が令和8年度をもって終了することから、上記の法改正・社会情勢の変化を踏まえつつ、本市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和9年度を初年度とした「福生市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」を策定します。

2 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の位置づけ

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	障害者基本計画（第5次） （令和5年度～令和9年度）	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 （都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す）	
都	東京都障害者・障害児施策推進計画（令和9年度～令和11年度）		
福生市	福生市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画（令和9～11年度）		

【「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系】

【障害者計画】

障害者基本法に基づき、以下の各分野にわたって障害者福祉サービスにかかわる諸施策の総括的な計画です。

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

【障害福祉計画・障害児福祉計画】

「自立した生活の支援」にかかわる以下にあげる諸事業等の具体的なサービス見込量等及び、国指針に基づく成果目標を設定するものです。

—諸事業等の具体的なサービス—

- ・訪問系サービス
- ・日中活動系サービス
- ・居住系サービス
- ・相談支援
- ・就労系サービス
- ・障害児支援に関するサービス
- 等

—国の指針に基づく成果目標等—

- ・施設入所者の地域生活への移行
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障害児支援の提供体制の整備等
- ・地域生活支援の充実
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケア充実のための生産性向上
- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

3 市町村における成果目標の見直し事項

No.	項目	見直し事項
1	施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ○地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上 ○施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上 ○精神病床における1年以上入院患者数 ○精神病床への30日以上の再入院率：退院後90日時点10.3%以下、退院後180日時点17.4%以下、退院後365日時点25.7%以下【新規】 ○心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】 ○K6により住民のこころの状態を把握【新規】
3	福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ○一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上 ○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上 ○就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上 ○就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上 ○協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。 令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】

4	障害児支援の提供体制の整備等	<p>○<u>4つの中核機能</u>を確保：各市町村又は圏域、<u>インクルージョン推進のための協議の場</u>の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【<u>新規</u>】</p> <p>○主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域</p> <p>○医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）</p> <p>○<u>障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保</u>：各市町村又は圏域【<u>新規</u>】</p>
5	地域生活支援の充実	<p>○各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと</p> <p>○強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること</p>
6	相談支援体制の充実・強化等	<p>○各市町村において、基幹相談支援センターを設置等</p> <p>○協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等</p> <p>○<u>相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする</u>【<u>新規</u>】</p>
7	障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上	<p>○人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【<u>新規</u>】</p> <p>○生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【<u>新規</u>】</p>
8	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<p>○各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築</p>

4 主な活動指標

No.	項目	主な活動指標
1	施設入所者の地域生活への移行等	○訪問系サービスの利用者数、利用時間数 ○日中活動系サービスの利用者数、利用日数 ○居住系サービスの利用者数
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	○保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数 ○保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
3	地域生活支援の充実	○地域生活支援拠点等の設置個所数とコーディネーターの配置人数
4	発達障害者等に対する支援	○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数 ○ペアレントメンターの人数
5	障害児支援の提供体制の整備等	○障害児通所支援サービスの利用児童数、利用日数 ○障害児相談支援の利用児童数
6	相談支援体制の充実・強化等	○基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	○都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数